

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日A会社B製作所（以下「会社」という。）に嘱託職員として採用され、平成〇年〇月からは発電機製造の生産管理業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの3日間の予定でC（以下「C」という。）に同僚2名と出張した。同月〇日打ち合わせ終了後に取引先との懇親会に出席し、宿泊先のホテルに帰着した。翌〇日午前〇時頃、出張同行者がホテルの部屋のベッドの上で嘔吐している被災者を発見し、救急隊により死亡が確認された。D医師作成の死体検案書によれば、直接死因は「不詳」であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

被災者は、Cへ出張中、宿泊先のホテルの部屋で死亡しているところを発見されていることから、被災者の死亡と業務との因果関係について、以下のとおり検討する。

(1) 医証等について

ア E医師は、平成〇年〇月〇日付け死体検案書において、「死亡時刻は平成〇年〇月〇日頃（推定）、直接原因は不詳。」と記載している。

イ F医師は、平成〇年〇月〇日付け面接聴取記録書において、被災者の死亡原因について、「産業医の指導状況からみると、脂質異常や高尿酸血症があり、過去の治療歴、Gで確認された血中濃度を見ると、飲酒の摂取量が最も有力な原因と考える。心筋梗塞とは、心臓が壊死している状態で死亡直後だと分かるが、時間が経過しているので難しい。」と述べている。

ウ Hは、平成〇年〇月〇日付け電話聴取記録書において、「現地法人の人事担当者から、死亡原因が分からないこと、外傷がなかったこと、脳梗塞の所見がないこと、薬物反応がなかったことを聞いた。」と申述している。

エ Iは、平成〇年〇月〇日付け面接聴取記録書において、「解剖結果から死因は特定できていない。血液にアルコールを注入して防腐処理がなされたため、今後も解明できない。警察としても事件性はないとして処理している。」と申述している。

(2) 業務起因性について

ア 当審査会は、上記(1)の医証等から、被災者の死亡には事件性がなく、

解剖結果からも死亡原因が明らかになっておらず、また、出張先の取引先との懇親会の席において、アルコールの多量摂取が認められるものの、医学的に本件死亡の直接原因とまでは認めることができないことから、被災者の死亡原因は不詳といわざるを得ず、被災者の死亡と業務との間に相当因果関係は認められないと判断する。

イ また、請求人は、本件出張が被災者には相当なストレスがあったと主張するが、被災者のC出張中、帰国予定日に発見されるまでの期間において、商談はトラブルもなくスムーズに終了し、懇親会でも終始楽しそうに飲んでおり具合が悪そうな様子は認められず、更に被災者は取引先相手と面識があることや本件商談のメイン担当ではないことから、出張自体に過剰な精神的負荷があったとは認められず、請求人の主張は採用することはできない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。